

福祉避難所の指定に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかしあ労働福祉センター（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合の手続を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の災害時要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	施設名
旭川市末広2条13丁目6番17号	あかしあ労働福祉センター第1作業所 あかしあ労働福祉センター第2作業所 あかしあ労働福祉センター第3作業所

（手続き）

第5条 第3条第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、性別、生年月日、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとし、これによりがたい場合は、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(物資の支給、避難者への支援)

第8条 乙は、対象者やその家族に対して必要な食品を給与し、及び被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与した場合について、書面により甲に報告するものとする。

2 乙は、対象者やその家族の相談等日常生活上の支援、及び対象者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けた場合は、書面により甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第9条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設に係る経費(前条の経費を含む。)について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第10条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ず、7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難で延長が必要な場合は、甲、乙協議の上決めるものとする。

2 乙は、福祉避難所の開設中は、施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第11条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合、福祉避難所閉鎖通知書(様式第2号)により乙に通知する。

(受入可能人数の把握)

第12条 甲は、平常時から乙の受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとす

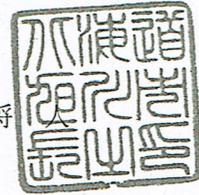
る。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年9月4日

(甲) 旭川市

旭川市長 西川 将



(乙) 旭川市末広2条13丁目6番17号
社会福祉法人あかしあ労働福祉センター

理事長 北村 典幸

